

## 災害時における物資供給および施設利用の協力に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と日東化工株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給および一時避難施設としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、寒川町内で大規模な地震等の災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て次の事項を円滑に行うことを目的とする。

- (1) 被災地へ物資を迅速かつ確実に供給すること
- (2) 乙が所有する施設を一時避難スペースとして地域住民等の受け入れに活用すること

### （協力の内容）

第2条 甲は、次の事項を乙に協力要請することができる。

- (1) 調達可能な物資の供給
- (2) 周辺地域住民の避難場所としての施設提供
- (3) その他必要に応じ協力できる事項

### （協力要請）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、要請事項を優先し、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

- 2 甲は、乙に協力要請を行う際、調達物資名称、数量、規格、引渡場所・日時、避難スペース及び要請内容を明確にし、原則として文書により行う。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書で確認するものとする。
- 3 甲が乙の施設への避難を要請するとき
  - (1) 大規模な地震等の災害が発生し、または発生する恐れがあり、周辺住民の避難が緊急を要する場合
  - (2) その他、地域住民の生命に重大な危険が生じ、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合

### （物資供給の協力）

第4条 乙は、甲からの要請に応じて、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施した時は、供給終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

### （調達物資の範囲）

第5条 物資の範囲は以下のとおりとする。

- (1) ブラック・ターフ（高耐久リサイクルゴムマット：歩行用・養生用マット）
- (2) その他、甲が必要とし、乙が調達できるもの

### （物資の引渡し等）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定する。原則として指定地までの運搬は乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運搬する。

- 2 甲は、乙が物資運搬のために使用する車両について、優先通行等の配慮を行うものとする。
- 3 ブラック・ターフを使用した場合の撤去・処分は甲の責任とし、その費用は甲が負担する。

### （費用の負担）

第7条 第4条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は甲が負担する。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前の小売り価格等を基準に、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

### （費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

### （使用施設）

第9条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を避難スペースとして、地域住民等を受け入れることに協力する。ただし、当該施設が被災したときは、この限りではない。

（施設名）日東化工株式会社

（所在地）寒川町一之宮6丁目1番3号

### （施設使用不能の報告）

第10条 乙は、何らかの事情により施設が使用不能となった場合、速やかに甲に連絡するものとする。

### （使用期間）

第11条 避難スペースの使用期間は、開設から被害の恐れなどがなくなるまでの間とする。

### （補償）

第12条 甲は本協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合においては、寒川消防団員等公務災害補償条例（昭和41年寒川町条例第26号）の規定に準じて補償を行うものとする。

### （一時避難場所の閉鎖）

第13条 避難スペースを閉鎖する場合は、甲は乙にその旨を連絡し、あわせて文書にて通知するものとする。

(原状復帰)

第14条 甲は乙の所有する施設を使用した場合、使用終了後速やかに原状に復するものとする。

(連絡責任者)

第15条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては町民安全課長、乙においては第9条に定める施設の管理者とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第17条 この協定は、協定締結の日から効力を発生し、甲乙協議のうえ特別の定めがない限り継続するものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 8年 3月 26日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地  
寒川町  
寒川町長 木村俊雄



乙 神奈川県高座郡寒川町一之宮6丁目1番3号  
日東化工株式会社  
代表取締役社長 春山 孝造

